

第 19 号議案参考資料

議 案 名

桶川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び桶川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正 (改正条例第 1 条関係)

引用部分の整理を行う。 (第 13 条関係)

(2) 桶川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正 (改正条例第 2 条関係)

① 引用部分の整理を行う。 (第 2 条関係)

② ③の改正に伴い、字句の整理を行う。 (第 3 条関係)

③ 地域包括支援センターに配置すべき職員の基準及び員数に係る規定の整備を行うとともに、引用部分及び字句の整理を行う。

(第 4 条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日